

郵

送による申告

申告期間中は、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間 3月16日(月)まで(消印有効)

必要書類 申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、本人確認書類(運転免許証など)の写し、所得の申告・各種控除を受けるために必要な書類

※詳しくは、所得税の申告は古川税務署(☎22-1711)、市県民税の申告は市役所税務課(☎23-2148)に問い合わせください。

■確定申告書などの郵送先

980-8406 仙台市青葉区上杉1-1-1(仙台北税務署内)
仙台国税局業務センター

■市県民税の申告書の入手・郵送先

入手先 市ウェブサイトからダウンロード、または税務課(市役所本庁舎2階南側)、各総合支所市民福祉課で配布

郵送先 989-6188 古川七日町1-1
税務課市民税担当



古

川税務署からのお知らせ

古川税務署では、申告書作成会場を開設します。

当日受け付け枠には限りがあります。会場の混雑緩和のため、相談を希望する人は、国税庁LINE公式アカウントから事前予約をお願いします。

医療費控除やふるさと納税の申告を予定している人は、あらかじめマイナポータル連携を済ませておくと、申告書を円滑に作成できます。

※電話での予約はできません。

期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く) 9時～17時

会場 古川税務署1階大会議室(古川旭6-2-15)

持ち物 マイナンバーカード(発行時に設定したパスワード(※)が必要)、所得の申告・各種控除を受けるため必要な書類、スマートフォンまたはタブレット

※署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)および利用者証

明用電子証明書のパスワード(数字4桁)です。また、電子証明書の有効期限に注意してください。



■確定申告書は自宅で作成・提出できます

パソコンまたはスマートフォンとマイナンバーカードを利用して、自宅から国税電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます。詳しくは、国税庁のウェブサイトを確認してください。

問 古川税務署個人課税第一部門 ☎22-1713

▶国税庁ウェブサイト



申告が不要な人

- ①1ヵ所からの給与収入(2,000万円以下)のみで、年末調整を済ませ、各種控除の追加または変更を行わない人
- ②公的年金などの収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変更を行わない人
- ③収入がない人

※各種証明書や児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスなどの申請手続きで、市県民税の申告が必要となる場合があります。

税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の申告を行う人は、改めて市役所で申告を行う必要はありません。

市県民税・所得税の申告相談

市

役所の会場で申告受け付けができないもの

次に該当する人は、市役所の会場では申告することができません。国税電子申告(e-Tax)または税務署で申告をしてください。

申告できないもの

- 青色申告
- 令和6年分以前の申告
- 準確定申告
- 雜損控除・繰越損失
- 土地・建物などの譲渡所得
- 住宅借入金等特別控除の適用
- 上場株式や先物取引に係る所得



開催期間 2月9日(月)～3月16日(月)

※地域ごとに期間や会場が異なります。詳しくは、6・7ページを確認してください。

令和7年分の所得に係る、市県民税と所得税の申告相談を受け付けます。令和8年1月1日現在、大崎市に住所がある人で申告が必要な人が対象です。円滑な申告を行うため、事前に書類などを準備しておきましょう。

持ち物

①マイナンバーカード(個人番号カード)の原本

※マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類(通知カードやマイナンバー記載の住民票)と②本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

②本人名義の預金通帳または口座番号が分かるもの

③所得の申告・各種控除を受けるために必要な書類

- 所得の申告に必要な書類
 - 紙と所得や雑所得(公的年金など)がある人
 - ▶ 源泉徴収票など
 - ※源泉徴収票がないときは、申告できない場合があります。
 - 営業所得・農業所得・不動産所得がある人
 - 共通 収支内訳書または収支計算書(各種帳簿、領収書などを基にまとめたもの)
 - 営業所得 報酬、料金、契約金、賃金の支払調書
 - 農業所得 家畜などを出荷(販売)した証明書、各種交付金に関する証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書
 - 不動産所得 貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書
 - その他所得がある人
 - ▶ 保険の満期返戻金などの支払調書(一時所得)
 - ▶ 個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書(雑所得)
 - ▶ その他、令和7年中に得た収入額が分かる書類
- 各種控除を受けるために必要な書類
 - 医療費控除
 - ▶ 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書または医療保険者からの医療費通知書など
 - ※医療費通知書は、申告時期までに1年分の医療費を把握できない場合があります。不足分は領収書の金額を合算するか、領収書のみで集計してください。
 - ※医療費控除の適用を受ける場合は、必ず医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を作成し、持参してください。
 - ▶ 生命保険や高額療養費などで補填された金額が分かる書類
 - 社会保険料控除
 - ▶ 各種保険料(税)領収書や控除証明書
 - 生命・地震保険料控除
 - ▶ 保険会社などが発行する各種控除証明書
 - 障害者控除
 - ▶ 各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 - 寄附金控除
 - ▶ 都道府県や市町村などへ寄付した際の受領証明書

要介護認定者の控除に関する書類を発行します

問 高齢障がい福祉課認定審査担当 ☎23-6125、各総合支所市民福祉課

■発行する証明書

▶ 障害者控除対象者認定書

対象 昭和36年1月1日以前に生まれた要介護(1～5)認定者のうち一定の条件に当てはまる人
※特別障害者(身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(障がいの程度がA)、精神障害者保健福祉手帳(1級))に該当する人を除きます。

▶ おむつ代に係る確定申告医療費控除の確認書

対象 次の全てを満たす人

- ①傷病により6ヵ月以上寝たきり状態にあり、治療のため継続しておむつの使用が必要な人
- ②要介護認定を受け、主治医意見書において、寝たきり状態にあることや尿失禁などに関する記載が確認できる人
- ※要件に該当しない場合は、主治医が発行する「おむつ使用証明書(医療費控除用)」で申告してください。

■受付場所

高齢障がい福祉課(市役所本庁舎1階)、各総合支所市民福祉課

■持ち物

対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※本人または民法で定める親族以外の人が申請する場合は、委任状(任意様式)が必要です。

円滑な申告を行うために事前準備をお願いします

営業所得・農業所得・不動産所得を申告する場合、レシートの提示や口座の入出金の提示では申告できませんので、事前に収支内訳書を作成してください。

収支内訳書の作成や医療費控除の明細書の作成を済ませていない場合は、会場の混雑緩和のため、集計後に受け付けます。

なお、収支内訳書の用紙と記入例は、税務課や各総合支所市民福祉課で配布しています。